

## 結核の届出について

下記の届出については、保健所における結核対応の前提となるものですので、御多忙とは存じますが、届出の遅延がないよう、御協力いただきますようお願いいたします。

- 感染症法第 12 条第 1 項

結核患者を診断したときは、直ちに最寄りの保健所長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

- 感染症法第 53 条の 11 第 1 項

結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、医療機関の管理者は、7 日以内に、入（退）院結核患者届出票を最寄りの保健所に届け出なければならない。

\* 入退院の理由が、結核以外の場合についても届出が必要です。

### 【ご留意お願いします】

結核と診断される患者さんの多くは、まずかかりつけ医等を受診し、画像診断等で結核を疑われ、専門の医療機関につながっています。罹患率の低下とともに、結核を診断する機会も減少していることと存じますが、2 週間以上続く咳・痰など結核を疑う方が受診された場合、医療機関の皆様におかれましては、院内における適切な感染対策とともに、速やかな診断につき、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。